

## 令和8年度 緊急銃猟対応人材育成業務 仕様書

### 1 業務目的

令和7年9月1日に鳥獣保護管理法の改正が行われ、一定要件を満たした場合において、市町村長の命令に基づき、市街地における緊急銃猟が可能となることから、対応の主体となる市町村職員の知識や技能向上が求められている。

そのため、本業務では、市街地等における緊急銃猟に備えることを目的とし、関係者(市町・県職員、警察官、認定鳥獣捕獲等事業者(市町の駆除班))を対象とした、研修を開催する。

### 2 業務内容

下記を基本としつつ、県や開催市町と協議の上、緊急銃猟に関する研修を開催する。

#### (1) 研修内容

##### ア. 座学

- ①鳥獣が市街地等に出没した際の基本的な考え方
- ②緊急銃猟制度について
- ③緊急銃猟の実施条件や実施手順について
- ④全国での緊急銃猟の実施事例について

##### イ. 実習

実習については、以下のいずれかを基本とし開催する。

- ①実施手順に沿った形での緊急銃猟の実演  
受託者において実施シナリオを作成し、関係者(市町、県、警察、捕獲者)がシナリオに沿った形での机上での緊急銃猟の実施計画の検討及び、現地での実演を行う。
- ②関係者による机上での実施計画の検討及び議論  
参加者で構成された複数の検討班(5~6人程度/班)を作り、1つの想定ケースにおける緊急銃猟の実施計画について、班ごとに検討、発表を行い、議論や講評を行う。

#### (2) 開催時期及び回数

令和8年7月~11月頃を目途に県内で3回開催する。

#### (3) 研修開催場所

県西部、県東部、県北部において各1回ずつ開催する。

実演を含む研修場所については、県や開催市町と協議して決定する。

#### (4) 受講対象者

研修会1回あたり、県・市町職員、警察、認定鳥獣捕獲等事業者等80名程度

#### (5) 受託者の役割

- ① 研修場所に関する県・市町職員との下見、事前調整
- ② 講習及び演習のプログラム、資料の作成
- ③ 実習参加者との当日の進行等に係る事前打合せ
- ④ 実演演習で使用する資料、道具・資材の準備
- ⑤ 研修当日の運営
- ⑥ 受講者へのアンケートの作成・実施及び結果の集計・分析
- ⑦ 捕獲者役となる市町の駆除班への報償費支払い

※1 報償費は、研修の事前打ち合わせを行う場合、1人7,500円、研修当日の出席で1人15,000円とする。(1会場あたり5名程度を想定する。)

### 3 業務実施期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)

### 4 報告書及び提出物

- ・業務報告書1部
- ・電子データ1式(CD又はDVD)

### 6 納入場所

広島県環境県民局自然環境課

### 7 権利の帰属

本業務の成果にかかる一切の権利は広島県に帰属するものとするものとし、広島県の許可なく他者に公開してはならない。ただし、本業務で作成したイラスト等を発注者が業務において使用する場合は、広島県の許可なく使用できるものとする。

### 8 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、契約書によるほか広島県と受託者による綿密な協議の上、誠実に本業務を遂行するものとする。